

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年7月31日公表

特定事業主名： 葛巻町

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	116.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.4 %
全職員	105.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	81.1 %
本庁課長補佐相当職	117.8 %
本庁係長相当職	97.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	76.5 %
31～35年	105.3 %
26～30年	108.6 %
21～25年	— %
16～20年	106 %
11～15年	102.9 %
6～10年	108.5 %
1～5年	99.2 %

【説明欄】

1 全体について

- ・常勤職員及び常勤職員以外の職員ともに医師は本公表資料の算定から除外している。
- ・常勤職員以外のうち、勤務時間が週 20 時間未満の職員は算定から除外している。
- ・県から引き続き当町職員となった場合、前職の勤続年数を考慮していない。

2 任期の定めのない常勤職員について

(1) 役職段階別

- ・課長補佐相当職において、対象となる女性職員の半数が看護職に従事しており、夜間勤務手当や特勤手当の支給がある一方、事務職が 9 割を占める男性職員は同手当の支給実績がないことから、給与の差異が生じ、女性職員の給与が高くなっている。

(2) 勤続年数別

- ・36 年以上勤続職員のうち、女性職員には役職定年となる者がいる一方、男性職員には役職定年者はいないことから、給与に差異が生じ、女性職員の給与が低くなっている。
- ・31～35 年勤続している職員において、男性職員は時間外勤務手当の付かない管理職が半数を占め、女性職員の時間外勤務手当の支給が男性職員の約 3.2 倍であるため、女性職員の給与が高くなっている。
- ・勤続年数が 6～30 年となる女性職員について、給料表が医療職対象である職員の割合が多く、そのうち夜間勤務手当等の支給実績がある看護師が、女性職員の半数以上を占めるため、事務職が大半を占める男性職員と比較した際、給与の差異が生じ、女性職員の給与が高くなっている。
- ・1～5 年勤続職員については、年齢の違いによって号給の高い男性職員が多いため、男性職員の給与が高くなっている。

3 任期の定めのない常勤職員以外の職員について

- ・大型重機を扱う職種に従事する男性職員がいることで、それぞれの全体平均給与を算出した際、男性職員は女性職員の約 1.1 倍となる。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	28.6 %

【説明欄】

(参考) 男女別管理職登用比率について

男性職員 : 13.2%

女性職員 : 5.4%

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	42.1 %
本庁課長補佐相当職	55.6 %
本庁係長相当職	57.1 %

【説明欄】

勤務年数別女性職員の割合について

・課長相当職 : 36 年以上 33.3%	・課長補佐相当職 : 36 年以上 100%
31~35 年 62.5%	31~35 年 70%
	26~30 年 61.5%
	11~15 年 100%
・係長相当職 : 16~20 年 62.5%	
11~15 年 66.7%	
10 年以下 50%	

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	0 %
女性	100 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	0 %
女性	100 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0 %	— %	0 %	— %
1 週間以上 2 週間未満	0 %	— %	0 %	— %
2 週間以上 1 月以下	0 %	— %	0 %	— %
1 月超 3 月以下	0 %	— %	0 %	— %
3 月超 6 月以下	0 %	— %	0 %	— %
6 月超 9 月以下	0 %	— %	0 %	100 %
9 月超 12 月以下	0 %	100 %	0 %	— %
12 月超 24 月以下	0 %	— %	0 %	— %
24 月超	0 %	— %	0 %	— %

【説明欄】

育児休業となる対象職員が少なく、年度により数値の経年の変化が大きくなるため、令和 7 年度は男性職員の取得率が 0%となっているもの。※令和 7 年度対象男性職員 3 人

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部局等	11.49 時間/月
内部局等以外	8.11 時間/月

【説明欄】

・内部局等については、他律的業務の比重が高い部署があり、内部局以外より職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を命じられて勤務した時間が長くなっている。特に、令和 7 年度は選挙事務や災害派遣があったため。

〈他律的業務の比重が高い部署の範囲について〉

財政業務、広報業務、地域創生関係業務、DMO 関係業務、選挙業務、町長者運転業務、特定施策業務、申告業務（1～4 月）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。